務期間を短縮すること、同条第２項及び第３項に規定する年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること。

さらに、地域の実情に応じ、労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう配慮すること。

ニ～ト　（略）

(2)　特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

イ～ハ　（略）

ニ　公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者

事業主は、労働基準法第７条において、労働者が公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならないこととされていることを踏まえ、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること。

なお、労働者が裁判員の職務を行う場合については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第100条において、労働者が当該職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていることに留意すること。

ホ　単身赴任者

（略）

ヘ　自発的な職業能力開発を図る労働者

（略）

ト　地域活動等を行う労働者

（略）

チ　その他特に配慮を必要とする労働者

（略）

(3)・(4)　（略）

ニ～ト　（略）

(2)　特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

イ～ハ　（略）

（新設）

ニ　単身赴任者

（略）

ホ　自発的な職業能力開発を図る労働者

（略）

ヘ　地域活動等を行う労働者

（略）

ト　その他特に配慮を必要とする労働者

（略）

(3)・(4)　（略）

○厚生労働省告示第三百七号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十八条の規定に基づき、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成二十一年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　（略）	第一　（略）
第二　事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項	第二　事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項
一　（略）	一　（略）
二　法第十六条の二の規定による子の看護休暇及び法第十六条の五の規定による介護休暇に関する事項	二　法第十六条の二の規定による子の看護休暇及び法第十六条の五の規定による介護休暇に関する事項
㈠　子の看護休暇及び介護休暇については、労働者がこれを容易に取得できるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。また、法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること。	㈠　子の看護休暇及び介護休暇については、労働者がこれを容易に取得できるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。
㈡～㈢　（略）	㈡～㈢　（略）
三～五　（略）	三～五　（略）
六～十六　（略）	六～十六　（略）

○厚生労働省告示第三百八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信